

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：松前町防災ハザードマップ)

松前町の中心部には二級河川大松前川が流れており、大松前川が氾濫した場合の浸水想定区域は、松前町防災ハザードマップによると、道道435号沿線を中心とした中心市街地、同道道に接続する町道沿線の一部が0.5m～3.0mの浸水域とされている。

地区名	想定される浸水深	小規模事業者数
原口・江良	0.0m	43
清部・茂草	0.0～10.0m 未満	15
静浦～唐津	0.0m	116
松城・福山	0.0～3.0m 未満	67
豊岡	0.0m	6
月島・朝日	0.0～10.0m 未満	16
上川～白神	0.0m	17

《大松前川水系 洪水氾濫危険区域図》



(出典：松前町防災ハザードマップ)

(土砂災害：北海道土砂災害警戒情報システム)

北海道土砂災害警戒情報システムによると、町内の102箇所が土砂災害警戒区域として指定されている。その中でも松前町の松城地区から福山地区内の中心部が、土石流による土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に複数箇所指定されており、飲食業や小売業をはじめとした小規模事業者が67者あることから、対策が必要とされている。

《土砂災害警戒区域等指定状況》



(出典：北海道土砂災害警戒情報システム)

(地震：地震調査研究推進本部・J-SHIS)

松前町に影響を及ぼす可能性のある地震は、北海道地域防災計画及び中央防災会議の専門調査会による既往の8つの海溝型地震と地震調査研究推進本部で示す主要な活断層として8つの断層帯を道内で想定される地震としている。これらの中で松前町に大きな被害を及ぼす可能性が高い地震として、「北海道北西沖の地震」、「北海道南西沖」及び「青森県西方沖」を想定している。この想定した3つの地震のうち、町に最も大きな被害を及ぼす地震は「青森県西方沖地震 (M7.7)」であり、建物被害は、建築物全体の全壊棟数が89棟、半壊棟数が170棟、人的被害は28人と想定される。30年以内の地震発生確率はほぼ0%となっている。

しかし、1995年から松前町の沖合で群発地震が発生し、1997年頃まで地震の数の多い状態が続いたことから、警戒が必要である。

また、胆振東部地震の影響でブラックアウトが発生し、町内でも電力が復旧するまで商品の廃棄や物流が途絶えた影響などにより、売上が減少した。

地震	マグニチュード	地震発生確率 (30年以内)
北海道北西沖	7.8程度	0.006%～0.1%
北海道南西沖	7.8程度	ほぼ0%
青森県西方沖	7.7程度	ほぼ0%

(出典：地震調査研究推進本部)

地震のタイプ		北海道北西沖	北海道南西沖	青森県西方沖
建物被害 (構造物効果 なし)	全壊	0	0	89
	半壊	0	65	170
	床上	41	104	162
	床下	52	74	107
人的被害 (夏期)	重症	0	3	19
	中等	0	6	46

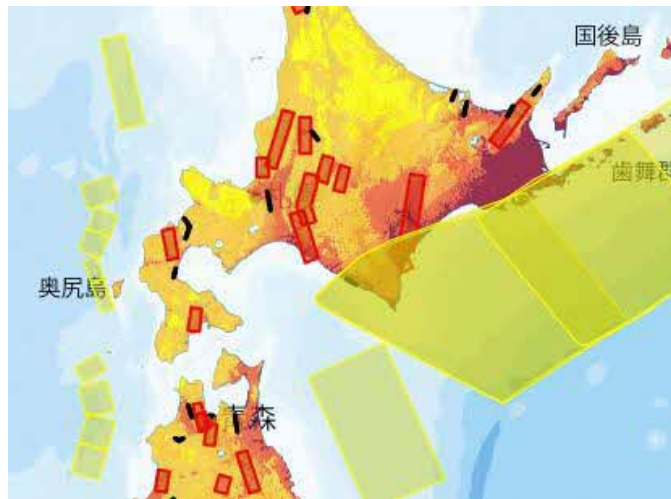
(出典：松前町地域防災計画 6-3)

《断層帯地図》



(出典：地震調査研究推進本部)

《地震発生確率図》



(出典：地震ハザードステーション)

(その他)

当町では、これまでも暴風雨による数々の水害に見舞われてきた。近年では、平成22年5月の大雨で白神地区、平成25年8月の大雨で博多地区、平成26年8月の大雨により白神地区で土砂崩れが発生した。

なお、当町は北海道の最南端に位置し、西は日本海、南は津軽海峡に面している。狭い海岸線に沿って細長く段丘地帯が帯状をなし、これを中心に集落が形成されている。気候は、対馬海流の影響を受け海洋性で寒暖の差が少ない。年平均気温10度前後、年間降水量は1,300mm前後で積雪も少なく、北海道としては温暖な地域である。年平均風速は毎秒5.0m前後で、晩秋から春先にかけての北西の風と農耕期の東の風が強いのが特徴である。

《過去における主な災害記録（平成20年から令和元年）》

年月日	種別	災害発生概要	建物被害(棟)	農業被害(ha)	土木被害(ヶ所)	その他の被害	被害総額
H22. 12. 24	風害	低気圧による風害 最大瞬間風速23.6m				漁港施設・漁具等13	3千万円
H24. 4. 4	風害	低気圧による風害 最大瞬間風速30.3m	民家1		河川1	養殖物流出 漁港ブロック散乱 漁港施設破損	6億 7千万円
H25. 3. 2	風害	低気圧による風害 最大瞬間風速29.2m	民家4	牛舎1		漁船1	1千万円
H26. 8. 22	水害	低気圧による水害 降雨量173mm	民家2 床下浸水2		道路3		1千万円
H30. 9. 6 ～ 9. 7	停電	北海道胆振東部地震				全町停電	
R元. 10. 8	風害	低気圧による風害 最大瞬間風速26.0m				漁港灯台1	7億 2千万円

(出所：松前町総務課災害記録)

(感染症)

新型コロナウイルスや新型インフルエンザといった感染症は、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 286人(独自データ)
- ・小規模事業者数 280人(H26経済センサス)

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考
商工業者	建設業	60	45	町内に広く分散
	製造業	16	10	〃
	卸売業・小売業	92	107	市街地に集中
	宿泊業・飲食業	20	34	〃
	サービス業・その他	98	84	町内に広く分散
	合計	286	280	

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

項目	年月	備考
松前町防災会議条例	S37.12	H12.3、H24.9改定
松前町地域防災計画	S39.10	H28.6一部修正等 当初策定 S39.10～基本は毎年更新 H29.5防災ハザードマップ全戸配布
松前町強靱化計画	R2.3	

防災協定の締結	—	他自治体、各種機関、企業との協定締結
水防災行動 (タイムライン)の策定		策定中
防災通信避難訓練の実施	年1回	平成12年から年1回実施
防災総合訓練の実施		
防災訓練の実施	毎年10.1 年数回	防災訓練・セミナーの実施 町内会、団体主催による防災訓練、講習会実施
防災備品の備蓄	—	備蓄食料セット(1,250食、アルファ米、ミキサー粥等) 水・食品・マット・ダンボールベッド・毛布・土のう袋・給水用タンク等の備蓄 水の備蓄(20×120本) その他物資、防災資機材、土のう、発電機等 備蓄防寒用品(毛布1,100枚 他) 備蓄トイレ等(排便収納袋1,000個 他) ユニバーサルトイレ等(6台 他) パーティション等(300組 他) 発電機(16台 他)、ガソリン(1800 他) ポータブル灯油ストーブ(35台)他 マット:900枚、保安灯:15台
防災備品の点検・入替	年1回	発電・蓄電機材や非常食など期限の確認し都度入れ替え
宅配講座の開催	随時	災害の種類と特徴、対策に関する講話など
新型インフルエンザ等 対策行動計画の策定		策定中

2) 当商工会の取組

災害発生時、全職員で直ちに巡回支援や電話により被害状況等の確認を行い、早急な小規模事業者の被害状況の把握や、発災後を想定しフォローアップに努めている。

項目	年月	備考
施策普及パンレットにより災害復旧貸付制度、共済制度の周知	年1回	会員・小規模事業者
損害保険への加入促進	隔年	火災共済協同組合と連携し加入促進
損害保険制度の周知	H29.6	チラシ配布225部
防災備品備蓄について職員で検討	H30.10	全職員
大規模災害対策マニュアルの検討	H30.11	職員協議会にて調査・研究
リスクマネジメント資料配布	—	チラシ配布 H30.11 224部 R 1.11 221部
飲食店向け感染症対策リーフレット送付	R 2.8	飲食店28店
感染症防止対策リーフレット送付	—	リーフレット配布 R2.9 206部 R2.10 204部

2 課題

- ・緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。
- ・保険・共済に対する助言を行うための訓練や教育が十分に行われていない。
- ・地区内小規模事業者に対する感染症対策の周知は行っているが、体調管理の徹底や、北海道コロナ通知システムの活用、リスクファイナンス対策としての保険の活用が十分に行われていない。

3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・支援計画策定のための訓練や教育を行い、職員間のOJTを強化する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・成果目標

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (経済センサス)	策定目標 (事業継続力強化計画)				
			R3	R4	R5	R6	R7
建設業	60	45	1	0	1	0	1
製造業	16	10	0	0	0	0	0
卸売業・小売業	92	107	1	2	1	2	1
宿泊業・飲食業	20	34	2	2	2	2	2
サービス業・その他	98	84	1	1	1	1	1
合計	286	280	5	5	5	5	5

※策定目標については、商工会における人員体制を考慮したうえで、浸水災害及び土砂災害リスクが高い、松城・福山地区の小規模事業者（67者）を優先し、事業継続計画を策定するよう設定した。

- ・実施目標

項目	目的	目標	
事業者BCP・支援策の周知	地区内小規模事業者に、災害に負けない事業継続力強化のための計画書策定（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の必要性の周知、認定制度や認定企業への支援策を周知する	リーフレット等配布	年1回
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスク・感染症等リスクを認識させるとともに、事前対策としての計画策定の重要性を認識させる	セミナー開催	年1回
計画策定の支援に向けた内部協議	計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
計画の作成支援	地区内小規模事業者に実効性のある計画作成	個者支援	随時

	(即時に取組可能な簡易的なものを含む) 指導及び助言		
保険・共済普及に向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と発災後・感染症発生時に速やかな復興支援策が行える体制の構築	連携会議開催	年1回

4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画連携会議を年1回開催し、事業に対する評価及び状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和3年4月1日～令和8年3月31日)

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と当町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

松前町	松前商工会
防災関連の情報提供	事業継続力強化計画の周知 セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	継続力強化計画策定支援・ フォローアップ
災害等リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施する。また、商工会内部における職員会議及び勉強会を開催することにより、職員間の知識の共有と連携を図る。

ア. 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回指導時や窓口相談時にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための事業者BCP策定の必要性や事業休業への備え、自然災害等への補償等の損害保険・共済加入等の対策について説明する。
- ・商工会が発行する会報や各会合等において本計画を公表するほか、「事業者BCP」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易なものを含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。

- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインや新北海道スタイルに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 当商工会は、令和4年3月までに事業継続計画を策定予定

ウ. 関係団体等との連携

- ・ 全国商工会連合会と提携している損害保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、地域内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行う。

エ. フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年1回実施）

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (経済センサス)	策定件数					フォローアップ回数				
			R3	R4	R5	R6	R7	R3	R4	R5	R6	R7
建設業	60	45	1	0	1	0	1	1	0	1	0	1
製造業	16	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
卸売業・小売業	92	107	1	2	1	2	1	1	2	1	2	1
宿泊業・飲食業	20	34	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
サービス業・その他	98	84	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	286	280	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

※フォローアップについては計画策定後最低1回実施し、以降、必要に応じて実施する。

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。

実施時期	松前町の総合防災訓練と併せて実施（必要に応じ）
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	松前町商工観光課

カ. 発災時における被害報告基準について

- ・ 被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ当町商工観光課と協議し、策定する。

(2) 発災後の対策

- ・ 自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。
連絡方法の優先順位 ①電話 ②メール（ショートメール・Eメール等）
③SNS（LINE）
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否についてSNSのグループ機能等を活用し、情報の共有を行う。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、北海道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行う。

イ. 応急対策の方針決定

- ・当会と松前町商工観光課との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員自身が目視で命の危機を感じる状況の場合には、出勤せず、職員自身がまず安全を確保し、警報等の解除後に出勤する。
- ・職員が全員被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報を当会と当町で共有する。
- ・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出勤	・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合 ・町内に震度6弱以上の地震が発生したとき ・予想されない重大な災害が発生したとき ・気象特別警報が発表されたとき	全職員
警戒	・局地的な災害の発生が予想される時又は災害が発生したとき ・町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき	事務局長 経営指導員 補助員
準備	・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想される時 ・町内に震度4の地震が発生したとき	事務局長 経営指導員

- ・本計画により、当商工会と当町は、被害状況等を下記により共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～4週間	2日に1回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

- ・必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

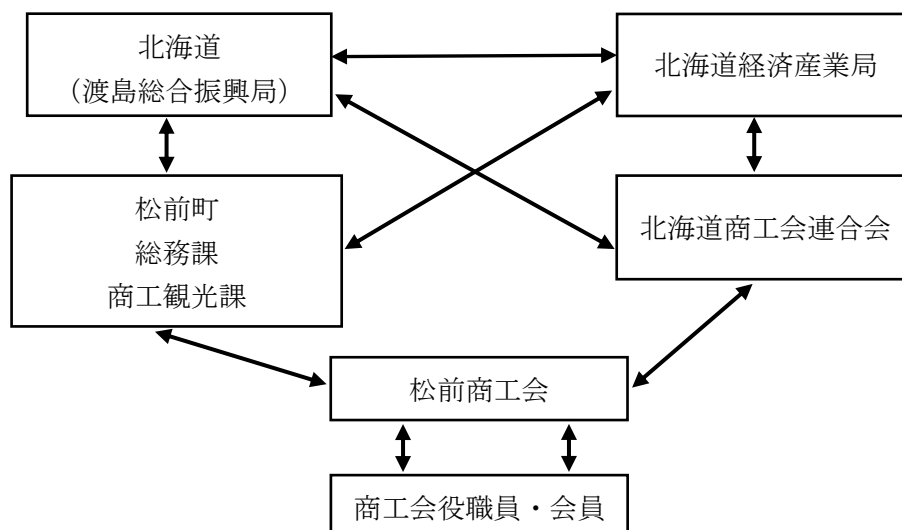
(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、被害情報の迅速な収集・報告及び応急対策について指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

- ・二次災害発生のおそれのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・当会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・当商工会と当町が共有した情報について、北海道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、渡島総合振興局及び北海道商工会連合会に報告するほか、別途指示があった方法で報告する。
- ・被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載）
1				
2				
3				

- ・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地域内小規模事業者等の被害状況の確認を行う。
- ・相談窓口の開設方法について、松前町と相談する。（当会は、国や道の要請を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）
- ・被災事業者に対する融資及びあっせんに関する支援を行う。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・松前町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。

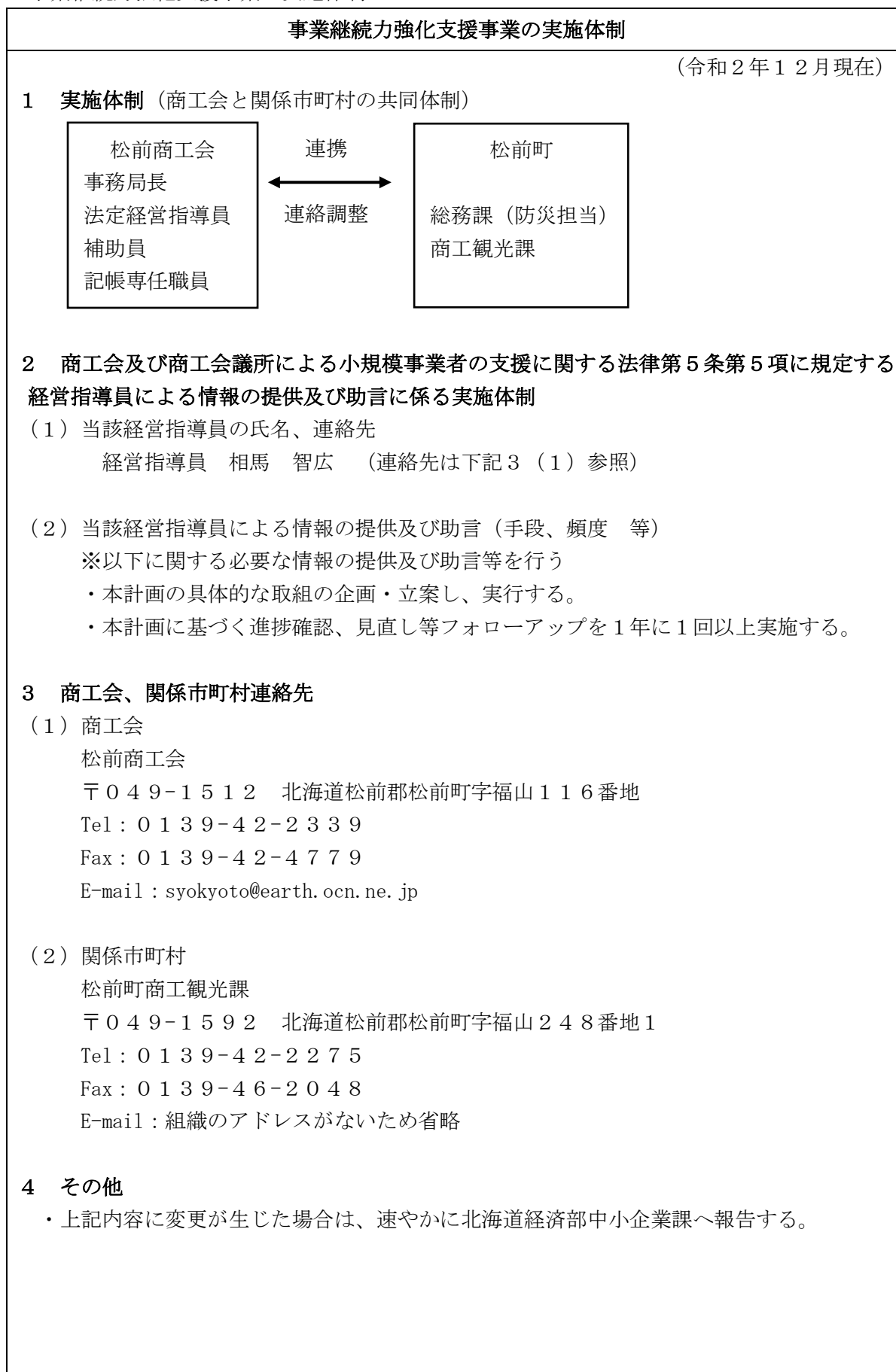
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、松前商工会の広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1 必要な資金の額

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	150	150	150	150	150
・ 専門家派遣費	60	60	60	60	60
・ セミナー開催費	30	30	30	30	30
・ チラシ等作製・周知費	40	40	40	40	40
・ 防災、感染症対策費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

2 調達方法

調達方法
会費収入、松前町補助金、道補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。